

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、避難費用（交通費・宿泊費）及び避難先アパート・駐車場の賃借費用等の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	避難費用のうち、宿泊費（平成23年3月14日福島県〇〇ホテル宿泊分）並びに避難先住居（〇〇〇 〇〇号室）及び駐車場の賃借にかかった費用
期間	自 平成23年3月11日 至 平成23年11月末日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間についての和解金として、金76万5283円の支払義務があることを認める。和解金額の内訳は別紙のとおり

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 5 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限る。）については、本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人との間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月1日

(別紙)

1	交通費・宿泊費	112,283
2	避難先住居の賃借にかかった費用	
(1)	仲介手数料	90,000
(2)	火災保険料	20,000
(3)	礼金	45,000
(4)	敷金の2割相当額	9,000
(5)	平成23年4月から10月の賃料の3分の2相当額	
	4月分	$66,000 \times 3 \text{分の} 2 = 44,000$
	5月から10月分	$90,000 \times 6 \text{ヶ月} \times 3 \text{分の} 2 = 360,000$
		404,000
(6)	平成23年11月分賃料	25,000
3	避難先の駐車場の賃借にかかった費用(平成23年5月から10月分)	
		60,000
		合計
		765,283

(仲介委員 円井義弘)